

# 大野莊と三聖寺

飯田久雄

目次

はしがき

一、三聖寺と大野氏

二、鎌倉期以降の三聖寺と大野庄

三、大野庄の支配機構とその変遷

あとがき

はしがき

大野庄の領家が山城国三聖寺であることは、弘安八年（一二八五）に作成された「豊後国図田帳」に明記されている。しかし何時から、どういう経緯で三聖寺が大野庄の領家となつたのか、換言すれば大野庄の根本領主と考えられる大野氏が大野庄を三聖寺に寄進した時期や、大野氏と三聖寺との間に寄進、被寄進関係が成立するに至つた事情や条件、さらには三聖寺の大野庄支配の実態等についてはほとんど知られていない。これは関係史料が極めて少ないと

いう制約によるものであるから、それらの点を詳細、克明に追求することは今後においてもまず不可能であろう。

従つて本稿でも以上の点については僅かな断片的史料を手掛りに推定を試みるほかはなかつた。ただ三聖寺が数世紀にわたつて、この庄園の領家的支配を維持した事実は注目に値することなので、その点について若干の考察を加えることにした。

### 一、三聖寺と大野氏

「豊後国岡田帳」に見える大野庄の領家三聖寺が臨済禪の寺院で東麓山三聖護國寺とよばれていたことは間違いないと思われる<sup>(1)</sup>が、この寺は建長年中（一二四九～一二五六）に行蓮が根本檀那となり、自分及び父母の墓堂として十地上人（覚空禪師）を開山に請じて創建したという。<sup>(3)</sup>これが事実だとすれば三聖寺が大野庄の領家となつた時期、即ち大野氏より寄進をうけたのは建長以後となる説であるが、それではいくつかの矛盾がでてくる。

第一に大野氏は既に建久七年（一一九六）に滅亡しているので、三聖寺の創建を建長年間とすれば両者の間に寄進、被寄進関係は成立しえないことになる。しかし「三聖寺文書」の中の「三聖寺領文書惣目録」に「一結、大野庄 建久九年実検目録送文等」と見えるので、すくなくとも建久九年には三聖寺が大野庄の領家であったことは確実である。<sup>(4)</sup>

この矛盾は三聖寺が建久以前から存在していたこと及び三聖寺の建長年中創建とは正確には三聖寺が臨済禪の寺院として再出発したことを指すものであるという二点を明らかにすれば、ある程度解決される説である。しかし以上の二点の解説は関係史料の不足もあって現在のところ全く不可能に近い。ただ推論にすぎないが三聖寺は建長年中に禅宗寺院として再出発する以前（恐らく平安末期）に天台寺院として存在していたが建長年中に禅宗寺院へ転宗したものと

考へてゐる。この推論の拠り所として、(1)三聖寺の開山と記されている十地上人覺空が自ら「天台黒谷末葉覺空」と称してゐること。<sup>(7)</sup> (2)三聖の寺名が天台寺院であることを間接的に示してゐること。<sup>(8)</sup> (3)「山城名勝志」にク東福寺の北門の中にある、元天台宗々と記していることなどをあげることができる。なお三聖寺とともに東福寺と密接な関係をもち、同じく覺空を開山の一人とした万寿寺創建の経緯は三聖寺の場合と揆を一にするものがあるよう思われる。すなわち万寿寺は有名な六条御堂で覺空とその弟子宝覺（慈一上人）が念佛の行を修してゐたが、東福寺の開山円爾（弁円）に帰依して禅を学び、三聖寺よりややおくれた弘長元年（一二六一）に宝覺が禪苑として開堂し万寿寺と称するにいたつたもので、以後東福、南禅両寺とともに公家禪宗の所拠となつた寺院である。仮に三聖寺が平安末には既に存在していたとしても大野氏との間に寄進、被寄進関係が成立した時期や事情は依然として不明である。

建久九年に三聖寺が大野庄の検注を実施した事実があることを指摘しておいたが、この時は大野氏の没落後であるから寄進を契機として行なわれた検注でないことは明らかで、この時の実検は建久八年に幕命によつて作成されたいわゆる「建久岡田帳」の作成作業と関係があるよう思ふ。ともかく大野氏の寄進行為は建久九年以前であることは間違ひないが、その時期を別の観点から推定しておこう。

まず大野氏がいかなる理由で天台寺院であった三聖寺を領家と仰ぐようになったかについて考察する。宇佐八幡と叡山との関係や宇佐八幡—石清水八幡—叡山の間にかなり密接なつながりがあつたことは中野氏の論稿で明らかにされてゐるので省略するが、このことから宇佐大神氏である大野氏と三聖寺の間に所領の寄進、被寄進関係が成立したと推定することは困難である。大野氏が宇佐氏と並んで宇佐宮勢力の中心であつた大神氏の系譜につつながつてゐること、また大野庄内の四か村にそれぞれ八幡神を勧請してゐる事実などを考えると、大野氏が宇佐宮への寄進行為をお

こさないで遠隔の京都の天台寺院三聖寺を領家に仰いだことは奇異に感じられる。九州における諸庄園の立庄化の契機には在地領主の中央の権門勢家への寄進の外に、肥後国鹿子木庄のごとく大宰府の高級官僚への寄進も見られる。

しかし最も顕著な特徴は在地の寺社—宇佐宮、安樂寺への寄進売与が非常に多いことである。その中でも宇佐宮領庄園（神宮寺である弥勒寺領を含めて）は夥おがたしい数にのぼり、その分布も九州一円にわたり特に豊前、豊後、日向三か国では分布密度が極めて高かつた。有名な「宇佐神領大鏡」がそのことを雄弁に示している。このような情勢の中で大野氏がわざわざ京都の三聖寺を領家に仰いだとすれば、それには相当な理由や複雑な事情があつたものと考えざるを得ない。そこで想起されるのは長い間宇佐大宮司職をめぐって争われた宇佐、大神両氏の対立、抗争である。

結局は平安末期にいたって宇佐氏が大宮司職を独占するようになり、宇佐宮内における大神氏の勢力は急激に失墜した。その後、宇佐氏は平氏が中央政界で主導権を掌握するようになるとこれと深く結びつき、仁安元年（一一六六）には大宮司宇佐公通は清盛の推ばん輶によって大宰權少式に任せられ、また豊前守にも任せられた。神官を大宰府々官や受領に任命することは破格、異例のことであり当時の朝廷、貴族から強く非難されている。以上のような事情から源平内乱期には宇佐氏は終始平氏方として行動しており、公通時代は宇佐宮領も著しく拡大、増加している。これに対し豊後国内の各地に分散し在地領主化しつつあつた大神一族—阿南、佐伯、大野、緒方の諸氏（緒方氏は大野庄に隣接する宇佐宮領緒方庄の莊官であった）は源氏に与同して公然と宇佐宮と斗っている。このような平安末と鎌倉初期における豊後国内の政治情勢が大野氏の寄進⑬—領家設定の契機となつたのであるまいか。すなわち大野氏は平氏の勢力を背景にして積極化してきた宇佐宮⑭—宇佐氏の攻勢に抵抗して、大野庄を防衛する為に領家設定の必要を痛感したのであろう。従つて大野氏の寄進の時期を平安末より源平内乱期にかけての頃であつたと推断することができる。し

かし、その場合に大野氏が三聖寺を領家に仰いだ理由は明瞭でないし寄進の時期についても十分具体的でない。この点について更に推論を試みることにする。

源平内乱期に平氏と結んでいた宇佐勢力と抗争した緒方、大野、阿南らの在地領主達は、平氏の没落で宇佐氏の勢力が大きく後退したのを機として自立、割拠の態勢を確立していった。

他方、頼朝、義経兄弟の不和が表面化した文治元年（一一八五）になると、頼朝は大蔵卿高階泰経、刑部卿藤原頼経以下多数の廷臣を義経の謀叛に同意し天下を乱すものとして後白河院にその解官、あるいは追却を強要し、同時に豊後国を知行国として賜わるよう申請している。<sup>⑯</sup> その理由は豊後国内では国司も国人も義経、行家の謀叛に同意しているので、これを制圧する必要があったからである。翌文治二年には頼朝がかつて高階泰経、藤原頼経の救解で宇佐宮焼打の罪をとかれていた緒方惟栄を改めて上野国沼田庄に流罪したこともこれと関連するものであった。

要するに平氏没落後の豊後国内において緒方惟栄を中心とする大神一族が圧倒的な勢力を確立したことは西國支配に苦慮していた頼朝にとって大きな障害であり脅威であった。しかも内乱期にこの大神一族と結びついた藤原頼経は京都における反頼朝勢力の中心後白河院や院の近臣高階泰経と共に義経を支持していたのであるから、上述のように頼朝は強硬な対策を講じたものである。勿論、この間に宇佐氏が緒方氏らの失脚をねらって画策したことも十分考えられる。

何れにしても文治二年における緒方氏の没落が大野、阿南氏らの大神一族に深刻な打撃を与えたことは明らかである。大野氏が真剣に私領の安全な維持を考慮はじめたのはこの頃ではあるまいか。しかもその際に天台寺院である三聖寺への寄進という措置がとられたのは藤原頼経などの口入、斡旋があったからではないかと思われる。藤原頼

経が父頼輔に続いて二代にわたり豊後國の知行国主として大神一族と深い関係をもっていたことは註<sup>⑯</sup>に示したが、尊卑分脈によると頼経の父頼輔の兄弟では僧籍にあった者が非常に多い。

何れも山門、寺門、興福寺に入つて重要な地位につき、特に山門に入った仁源、行玄の二人は大僧正となり、天台座主をつとめている。頼経の兄弟にも僧籍者が多く山門には教仁、明源がいた。これらは大野庄の三聖寺寄進を直接に示してくれるものではないが、その可能性は十分にあると思う。

## 二、鎌倉期以降の三聖寺と大野庄

建久七年（一一九六）に大野氏が没落した後、中原親能が大野庄の地頭職に補任されたがそれ以後大野庄の地頭職は養子大友能直、ついで能直の妻深妙の手を経て能直の諸子に分割譲与されていった。この頃になると三聖寺との関係を示す史料もかなりあるので順を追つて述べてみよう。

まず三聖寺が天台淨土系寺院から臨済寺院として再出発した建長以後の歴史を概観すれば、

(一) 東福寺や万寿寺との関係が非常に密接で臨済寺院として相当の地位と勢力を有していたことがわかる。東福寺開山の円爾（弁円）<sup>⑰</sup>聖一國師と三聖寺の開山である十地覺空、慈一湛照の関係や、両人が万寿寺の開山となつたことは前述したが、この湛照はその後円爾の跡をついで東福寺の第二世となり、弘安四年（一二八一）には東福寺を退き再び三聖寺に入った。「元亨訥書」の著者として有名な虎閔師鍊も弘安八年に三聖寺の湛照の室に入り、嘉慶元年（一二二六）に三聖寺に住持、開堂したが、建武四年（一二三七）には一条経通、足利直義の勧説によって三聖寺を出て東福寺に再任したという。なお三聖寺の末寺として東福寺海藏院、楞伽寺、円通寺などがみえる。寺格において

は東福寺や万寿寺に及ばず東福寺の塔頭の如くであったが、中世を通じて末寺となつたことはなく、三聖寺の住持は東山湛照以後その門下が相承し、いわゆる三聖門派を形成した。<sup>(19)</sup>

(2) 三聖寺の政治的、社会的地位は相当なものであった。例えば当寺が鎌倉幕府の「関東御願所」となり、寺領の寄進及び安堵をうけたことが「三聖寺文書」によって知られる。<sup>(20)</sup> 室町時代にも幕府の祈禱所となり、幕府は寺領の安堵を行ない、寺領狼藉の禁制を出している。將軍義詮の時、文和三年（一三四四）には諸山の列に加えられ、明徳三年（一三九二）に当寺が焼失した時には將軍義満は再建に大きな援助を与えていた。このような三聖寺のもつ政治的、社会的地位の重みは、大野庄の領家の支配を実現、維持していく場合の有効な権力的背景となつたことは疑いない。

(3) しかし三聖寺が庄園領主としての地位を維持しその庄園支配を可能にした条件として、寺院本来の機能+宗教的権威が重要な意味をもつていたことを見落してはならない。この点で注目されるのは大野庄の地頭であった大友氏とその庶家が禅宗に深く帰依していた事実の存することである。これが建長年間に禪院として再出発した三聖寺の大野庄支配にとって極めて有利な条件となつていて、殊に鎌倉と南北朝期にかけての貞親、貞宗、戦国期における義鑑、義鎮等は禅宗に対し深い理解を示し、外護者として禪僧を豊後国に招致してその教説を聞き、禪寺を創建してその開山とするなど、豊後国における禅宗の教説は非常な活況を呈した。<sup>(21)</sup>

大友惣領家のみならず庶家でも禅宗帰依者が多かつた。すでに鎌倉時代に田原氏は宝陀寺を、志賀氏は法寿寺を創建している。法寿寺は志賀貞朝（忠能、法名正玄）が檀那となり、元徳二年（一三三〇）家門の繁昌と先祖並に自己の菩提を訪う目的で創めたものであるが、彼はこの法寿寺に下村の泊寺院主職兼地頭職と田畠山野等、志賀村の筑紫尾寺院主職兼地頭職と田畠山野等、同村大方名の中尾寺号長福寺院主職と田畠等、同じく岩屋寺院主職と田畠山野等

を寄進している。すなわち大野氏以来大野庄内にあった天台寺院を新禪院である法寿寺の下に統合し、法寿寺を志賀氏の菩提寺<sup>(23)</sup>氏寺としたのである。なお、志賀貞朝が正慶二年（一三三三）に作成した法寿寺に関する置文に証判を加えている要翁は恐らく法寿寺の開山か、またはその草創に深い関係をもった禪僧であるが、彼は円爾<sup>(24)</sup>聖一國師の第四世であった。このことは東福寺、三聖寺、万寿寺のいわゆる東福寺派寺院間の密接な関係を窺わしめるものであり、法寿寺も当然東福寺派の禅寺に属したであろう。大野庄の中村にある上津八幡宮の神宮寺と称する宝福寺も寺伝によれば、初め天台寺院であったが文和年間（一三五二～五五）に東福寺の乾峯士曇が開山となつて復興したという。これも豊後国における臨済禪（特に東福寺派）の盛行を反映するものである。

周知のごとく畿内中央の諸社寺、貴族の遠隔地における庄園支配の成否や消長は、彼等が直接庄園經營にタッチすることのが比較的に少ないだけに、より一層彼等自身の中央における政治的、社会的地位、あるいは宗教的權威の盛衰が大きな意味をもっていた。三聖寺が平安末より戦国期にいたる長い間、大野庄の領家としてその地位を保持し、收取支配を実現したのは上述したような好条件があつたからだと考えられる。

### 三、大野庄の支配機構とその変遷

郡庄形態をとり上、中、下及び志賀村の四か村約三〇〇町の規模をもつ大野庄を領家三聖寺はどのように支配し、また大野庄から何をどのような方法で收取したであろうか。これについても東大寺、金剛峯寺、東寺等の諸庄園と異なり、三聖寺側に豊富で具体的な史料が残されていないので、現在のところ断片的な事實を摘記するほかはない。先ず收取内容をかなり具体的に示している史料を紹介する。

別表

	種類	数量	備考
(一) 年貢	(1) 御米	189石4斗4升3合6勺	御佃米を加える定めであつた。
(二) 田率賦課の万難公事    田付雜物	(2) 田付綿	569両1分5朱	此内89両1分2朱については代錢4貫735文が納められている。 また、此内の50両は河成元田2町分であつた。
	(3) 雜枚布	113端2丈7尺5寸	此内10反は河成元田2町分であつた。
	(4) 煎米代錢	9貫909文	此内1貫文は河成元田2町分であつた。
	(5) 甘葛	2升4合	これは新田7町2反分であつた。
	(6) 地子麦	97石2斗4升5合3勺	此内31石7斗7升は代錢26貫450文(貫別1石2斗)で上納された。 また、此内1石は代小豆1石、7斗5升は納豆代であつた。
	(7) 桑	1,023本	此内5本は掘取給畠内で定桑は1,018本(分絹34)であつた。
三 在家別賦課の在家役	(8) 茜	26斤	
	(9) 太糸	169両	
	(10) 門布	26端	
	(11) 在家役錢	18貫800文	此内 11貫600文は博多番用途として志賀村預所方に下行された。
	(12) 胡麻	3斗4升2勺	
	(13) 野地井作大豆	5石6斗4升2合	
	(14) 差繩	26方	
	(15) 葛粉	1斗3升	

(一) 德治三年(一三〇八)三月廿八日付で田所明源、預所代沙弥顯西の兩人より三聖寺に注進された大野庄中村の年貢以下色々済物等の結解状がある。中村以外の下村、上村、志賀村についてはこれに類する史料がないので、これを規準にして大野庄全体より三聖寺が收取した年貢等の全容を推定する外はない。(別表参照)

これは大野庄中村の中分後における領家の支配領域(三十八町余の名田および在宅、田島)よりの收取内容であるが、肥後国人吉庄に対する本所蓮花王院のそれと極めて類似していて興味深いものがある。以下、内容の一、二、三について説明を加えることとする。

(1) 年貢について。斗代は段別平均約五斗となるが、これは中分前の領家上分米に地頭が收取していた加徵米を合せたものと領家佃分をも含むと考えられるので、他庄の例から見てそれ程高い斗代ではない。領家佃米を含む定めとなつてるので、領家三聖寺の直接經營は既に放棄されていた訳である。正安三年頃(一三〇一)同庄志賀村でも領家佃は地頭の託磨、志賀両氏の請作となつていた。

(2) 万雑公事について。麦が收取の対象となつていて、その收取量が九七石でかなり多いことが注目される。しかも当然予想される若干の雑免地は除外されていて考えられるので、地子麦の段別斗代は二斗を上まわることは確実である。<sup>(20)</sup> このような大量で高率の地子麦の收取を可能にした基礎的条件は、当庄内における二毛作の十分な発展に支えられた農業生産力の上昇ということであろうが、また領家三聖寺がその成果を吸収しうるような強い支配力を維持していた点も見逃してはなるまい。収納された地子麦(現物は全体の $\frac{2}{3}$ である。)が領家側でどのように利用、消費されたかは明らかでないが、一九〇石余の年貢米と同様にこの地子麦は領家側の直接消費量をこえていたであろう。従つてこの米、麦の一部は領家の家産経済に必要な物資を補充するための交換財として利用されたかと思われる。

(3) 在家役について。相当多様な内容を示しているが、賦課の対象となつた在家数は茜、門布、差縄等がそれぞれ二六斤、二六端、二六方となつてゐることから見て二六在家と推定できる。この推定在家数は、確認の可能な志賀村の南方（地頭志賀氏）三六町余の鎌倉末期における在家数と対比した場合に妥当な数字であることがわかる。

(4) その他について。普通、遠隔地庄園に対して年貢は別として万雜公事、在家役收取を積極的に確保することは事実上不可能であり、多くの場合、それは徵收者（大野庄の場合は大野氏、次いで大友氏及びその庶家の村々の地頭）の手に集積されていく傾向が強く、領家得分は米年貢の外は若干の軽物であるというのが通例であつたことが指摘されている。<sup>(31)</sup> 従つて三聖寺が上記のように多種多様の現物收取を実現していたことは極めて注目すべきことである。

勿論同じく遠隔地の寄進地系庄園であつても寄進主体である在地領主の寄進条件の相違や、寄進後の庄園領主対在地領主の力関係などによつて庄園領主の年貢、公事、在家役等の收取内容は必ずしも一様ではないのであるが、大野庄の場合は遠隔地の寄進地系庄園としては確かに異例とすべきであろう。また前記の注進状作成の徳治三年の段階では、確実に庄官を通じて三聖寺に現物が送付されているが、これは地頭との間に中分を行なつた成果と見做すことができよう。鎌倉時代に庄園領主より積極的に中分の要求が提起されたのは大野庄の場合のように確実な收取を復活できることが期待されたからであつた。

但し田付綿の一部（全体の $\frac{1}{14}$ ）、地子麦のまと煎米の全部が代錢納となつてゐる。これは領家三聖寺の家産經濟との関連から考察を加えるべき問題であるが、それらの全量を現物で收取する程の需要度がなかつたか、あるいは中央市場での商品価値が低いためにとられた措置であるう。その外に在家役錢として十八貫八〇〇文が徵收されているのが注目されるが、その大部分は博多番用途として志賀村預所方に下行されている。<sup>(32)</sup> 蒙古合戦後において異国警固番

役が九州の地頭御家人に課せられ、それが彼等にとって大きな経済的負担になったことは周知のことであるが、(二)に見られるように庄園領主側もそれを負担していたのである。

これは下地中分の結果必然的に生じたものであった。例えば薩摩国伊作庄では元亨四年（一三二四）に中分が行なわれたが、異国警固役は先例に任せて領家、地頭両方の沙汰とし筥崎石築地用途は両方寄合い等分の沙汰、宇佐宮、弥勒寺、太隅八幡宮造営等の経費も両方寄合い等分の沙汰とすることが契約されている。<sup>(24)</sup> 大野庄では鎮守社的な性格、役割をもつ庄内の八幡宮の造営や修理料が後述するように領家、地頭両者によって等分に負担されており、博多番用途も同様に等分の沙汰となっていたと見られる。

以上述べた中分後の大野庄内中村の領家分の田畠、在家よりの收取内容を中分以前のものと比較することは困難であるが、領家得分の対象領域は半減しても收取内容、收取量等はそれ程減少したとは思われない。しかも中分の結果新しく領家の一円領掌となつた領家方においては、地頭の介在が排除されて排他的、絶対的な領主権が確立され、田地、在家に対する支配、進止権を握ることはよつて直接的、封建的な收取支配を可能にする条件を獲得したのであるから、中分はむしろ領家にとって有利な紛争解決の手段であつた。地頭という中間搾取者が消滅し確実に收取を実現しうるようになつたことも、また大きなプラスであった。

次に領家名について述べる。正平十二年（一三五七）の上津八幡宮の造替の際における経費分担を示したものに「領家御方阿志野直北地頭御分北方南方」と記され、領家、地頭それぞれ五〇貫二〇〇文宛であった。また年月末詳であるが深山八幡宮の屏垣役の負担を書きあげたものにも「十四間、北方地頭御分、十四間、南方地頭御分、残廿八間十四間直北名 十四間阿志野名」と記されている。上津八幡宮は大野庄中村、深山八幡宮は上村にあるが下村の浅草八

幡宮、志賀村の若宮八幡宮と共に大野庄の鎮守社であった。従つて領家、地頭が中分後において、その造替、修理料を負担することは前述したごとく当時についでは一般的傾向と認めることができる。ここで注目したいのは領家御分として出てくる阿志野、直北両名についてである。両名は上村にあるが。この上村は延慶二年（一二四〇）に尼深妙（大友能直妻）<sup>⑬</sup>より一万田景直と女子美濃局に、それぞれ半分地頭職が譲られており、弘安の岡田帳では「<sup>⑭</sup>萬田氏」と横尾尼跡御所女房按察使御局が半分地頭職（各々二五町五段宛）を相続していったことがわかる。前記の南方、北方両地頭はこの両者の跡職者を指しているものである。この外に上村に領家御分として阿志野、直北両名が存在している。

しかもこの両名は上村の深山八幡宮のみならず中村の上津八幡宮の神役を各村々の地頭と共同で負担しているので、これは在地領主の介在しない領家進止の地<sup>⑮</sup>と領家名と考えられる。領家名は肥後国人吉庄、同野原庄にも見え当然のことながら<sup>⑯</sup>本所御進止<sup>⑰</sup>であり、下地中分の際にも除田として中分の対象から除外されたようである。<sup>⑱</sup>大野庄内の領家名については上村の阿志野、直北両名の外には所見がなく、この両名についても関係記事が極めて少ないので詳しいことは不明である。なお大野庄内では、この上村のみが領家、地頭の間で下地中分を行なつていないうことも上村には領家名が存在していたという事情と関連があるのではないか。<sup>⑲</sup>更にこの領家名の存在は領家三聖寺が大野庄に対しても強い領主権を有していたことを示しており、中村の年貢等結解状の内容とも併せ考える時大野氏の寄進の際における寄進条件がかなりルーズで弱いものであったことを暗示しているように思われる。これは三聖寺が大野庄の領家となつた経緯から見てある程度理解されるであろう。

すなはち、大野郡司であった大野氏が三聖寺に大野庄を寄進した時期や理由が前に推定したごとくであるとすれば、大野氏は寄進と同時に相当大幅な庄務権を三聖寺に認めたであろう。例え中分後とはいえ遠隔地庄園である大野庄か

ら在家役として畠作物や手工業生産品までを現物で収納し、夫役に当る在家錢まで徴収しえたことの背後には三聖寺が最初から大野庄に対し強烈な庄務権をもつた庄園領主であったという事実の存在を推測させるものがある。従って大野庄は三聖寺の寺産經濟に対し極めて大きな比重を占めることになった。「三聖寺文書」によれば三聖寺領としては大野庄以外に肥後國守富庄、近江國伊庭庄、大和國今達庄、越前國白崎村、京都散在田等が見えるが、その中では大野庄関係の文書が圧倒的に多い。このことは大野庄が領家三聖寺にとり最も大きな經濟的価値をもっていたことを反映しているものであろう。それだけに三聖寺は大野庄の經營には相当の努力をはらい効果的な支配機構をもって臨んでいたことであろう。<sup>(11)</sup>

(2) 領家三聖寺が寺領大野庄の經營に必要な組織、機構をもっていたことはいうまでもないが関係史料が絶無にちかく具体的なことは不明である。<sup>(12)</sup> しかし大野庄の現地には庄政所をおき預所または雑掌を頂点とする田所以下の庄官が存在していたことは間違いない。従って庄内に預所以下の名田ないし給田も当然存在したであろう。雑掌では正和三年（一一一四）に行なわれた志賀村南方の分直し中分に当つて活躍した沙弥性法が史料上では最も頻繁に登場する。彼は正応五年（一二九二）の坪分け中分の時にも既に雑掌としてその衝に当つたようである。坪分け、分け直しと何れの中分の場合においても地頭志賀氏がこれを好まなかつたことは明白であるが、それを押しきつて領家三聖寺と連絡をとりつつ中分を実現した性法は、雑掌として一応その手腕と才能を發揮したものと評すべきであろう。特に正応度の中分には領家側の検査実施をめぐって地頭志賀泰朝との間に激しい相論が行なわれ、地頭の強い抵抗があつたにもかかわらずこれを強引に押切つて和与中分に持ちこむことに成功している。<sup>(13)</sup> このような領家三聖寺の攻勢が始まつたのは地頭志賀氏の年貢未進、対抗等の非法行為が多くなったことに対処する防衛手段であつたと見られるが、事實

この前後における地頭志賀氏の動向にはそれを裏書するものがある。なお預所または雑掌が地頭の収奪を忌避し、あるいは地頭の非法に抵抗しようとする名主、百姓の運動の結節点としての役割を担う場合があり、東寺領若狭國太良庄の預所定宴の活動はその典型的事例として有名である。<sup>(47)</sup> 大野庄ではそれ程顕著な活動を展開した預所（雑掌）は見出せない。これはやはり大野庄内の村々地頭が惣領家である守護大友氏を中心に族的結合を形成し、現地に対する強い統制、支配を実現していたという条件に規制されたものであろう。

また大野庄が遠隔地にあるという事情から領家三聖寺が現地庄官を十分にバツクアツップしえなかつたこともあろう。しかし、そのような動きが皆無であった訳ではない。例えば大野庄内の名主層の中でやや具体的な行動が判る唯一の名主ともいうべき志賀村南方の朝倉名々主朝倉朝親は、地頭志賀貞朝との間に所領問題で紛争を起し敗訴となつたが、その時彼は名内の在家、居宅を焼払つた上同名内の預所方に引移つた。このあとの朝倉朝親の動静は詳かにしえないが戦国時代には志賀氏の被官として姿を現わしている。<sup>(48)</sup>

この事件は鎌倉後半期に入り地頭志賀氏が所領内の名主層をどのような手段や方法で自己の直接支配下に組みいれつつあつたかということ、他方ではその名主層も利害関係が相反すれば地頭に対し公然と果敢な抵抗を試み、預所とも連合するといった動きをしたことを見ても注目すべきものがある。

なお下級庄官として公文、田所、散仕、定使等が当然存在していたのであるが、延應二年の尼深妙の譲状によれば志賀村の公文、定使、散仕等の給田は既に地頭給田と共に詫磨、志賀両氏に半分宛譲与されており、また松物師、鷹匠、梶取等の給田も地頭の所領として譲与の対象となつていた。従つてこれらの下級庄官職は他庄の本司跡の地頭の場合のように建久七年に中原親能が大野氏没落後当庄の惣地頭職に補任されたとき地頭の兼帶となつたものであろう。<sup>(50)</sup>

なお前述した領家三聖寺の領家佃に対する直接經營の放棄、すなわち地頭の請作としたのもほぼ同じ頃ではあるまい。更に上家分在家、田畠も同じような理由からこの時に地頭の進止下に組みこまれたと思われる。要するに郡庄的性格をもつた大野庄に対して領主的支配を行なつてきた大野泰基が謀叛人として没落したために、その後惣地頭として入部した中原親能は大野氏が郡司、庄官としてもつてゐた諸権限を継承しただけでなく、在地支配のためのより有効な権益を領家三聖寺との交渉を通じて、あるいは領家の譲歩によつて獲得したのであろう。

次に大野庄の在家農民の存在形態、特に上家分在家については学界でも早くから注目され今日までにいくつかの見解が発表されている。<sup>(52)</sup> この点については渡辺氏の別稿でとりあげられるので省略したいが、その基本的性格について触れておこう。

牧氏は上家分在家を領家佃か免在家ではあるまいかと推論されたが、工藤氏は上家分在家ならびに田畠の存在は遠隔地の寄進地系庄園の構造に関係があることに注目している。<sup>(53)</sup> すなわち上家分在家の田畠は領家佃と共に在地領主の支配を介在させない土地、従つて名に編成されない浮田と見て間田との類似性を指摘され、それが現実には遠隔地の寄進地系庄園にあっては、庄園年貢の収納に当つた寄進主<sup>（根本領主）</sup>が下司として支配するところとなつたとされた。<sup>(54)</sup> 氏の見解の如く上家分在家ならびに田畠を領家の田地支配と在地領主<sup>（下司）</sup>の在家支配という二元的支配関係にあつたものとすれば、上家分在家は一種の雜免百姓ということになる。大野庄の場合においては上家分在家と田畠が惣地頭中原親能以来その一円支配下にあつたらしいから恐らく大野氏の没落を契機に三聖寺より田畠支配をも認められたものと理解してよいのではないか。現在までのところ上家分在家、田畠の存在が確認されるのは近衛家領の薩摩国伊作庄、東寺領の肥後国神藏庄、蓮花王院領の肥前国長島庄、河上社領の肥前国佐嘉上庄など鎮西の庄園のみで

あり、かつまたそれらの庄園が何れも半不輸<sup>ハ</sup>雜役免でなく一円不輸地である。このことは「上家分」の呼称が領家との関係で生れたものであることを裏書きしており、大野庄内の志賀村において正和三年の中分後は「上家分」在家の呼称が見れなくなるのも領家三聖寺と地頭志賀氏の両者の收取関係の中でそのことが問題にならなくなつたからだと解される。従つて薩摩国伊作庄で文保元年（一三一七）の段階においてもまだ地頭が上家分田畠の把握に成功していないのは、同庄にはまだ根本領主が下司として存在し下司名得分として百姓上家分作麦以下を收取していたからである。<sup>⑤</sup> 前に指摘した領家名とともに遠隔地の寄進地系庄園の構造的特質を示すものとして今後更に究明さるべき問題である。

### あとがき

#### —大野庄支配の終末—

鎌倉末の下地中分後においても、三聖寺の領家一円地に対する收取、支配が絶対に安全に確保された訳ではない。志賀村南方についてみても、正和三年の分直し中分の六年後に当る元応二年（一三二〇）には雜掌性法が志賀貞泰らの狼藉を訴えており、正応元年（一三三二）には志賀村北方の堀池名内の地を地頭詫磨氏が中分に背いて押領したために預所との間に訴訟沙汰を起している。この紛争は地頭側が領家方に押領地を去り渡し、また境界を相互に再確認しあつて落着をみた。ともかく遠隔地のために直務支配が不可能であり領家支配は決して強力ではなかつたことは事実である。ただ前述した如く三聖寺が中央では鎌倉、室町両幕府から比較的に厚遇され尊信をうけており、現地では大友惣領家、および大野庄内の大友庶家の地頭が厚く禅宗に帰依していたことから、その領家的地位と支配は維持さ

れていた。前述したように正平年間（一三四六～六七）には地頭とならんで大野庄内の八幡宮の造替、修理等の経費を分担しており、庄内の勝光寺院主職補任について三聖寺が関与した事実もある。<sup>⑤8)</sup>

南北朝内乱以後大友惣領家および庶家の内部における懐、庶の対立が激化し分裂の傾向が進んだが、そのような事情を背景としながら一方では長子単独相続制を確立した大友宗家が守護大名→戦国大名のコースをたどりはじめ、多くの庶家をその被官化していく。この過程において大野庄も次第に戦国大名大友氏の領地化していくことになった。

上述した在地情勢の変化、推移が三聖寺の大野庄支配をいよいよ困難にしたことはいうまでもない。有名な島津庄をはじめ多くの九州庄園で南北朝期以降次第に々退転々といわれるような状態が現われてきたのである。これに対し中央の庄園領主達は自己の庄園を在地の守護大名あるいは国人領主層に請所としてその經營をゆだねることが多くなつたが、中には積極的に直務支配に切換えて現地からの収取の維持に乗出す場合もあつた。大野庄について見ると大友義鎮（宗麟）の時にいたって庄内領家分を請所とすることに成功している。それは三聖寺側より熱望し懇請したことによつて実現したものであった。そしておそらくとも天正元年（一五七三）には請所としての大野庄四カ村内の領家分請料は三万疋<sup>⑤9)</sup>三百貫<sup>⑥0)</sup>銀子六貫目であった。既に戦国大名大友氏の領地化していた大野庄四カ村内の領家分について請所契約（大名請）が成功したのは三聖寺側の非常な努力によるものであったが、この外に「御祈禱之卷數」の授受が三聖寺と大友氏との間に行なわれているように、禅宗信仰を通じての両者の相互理解と好意的配慮があったことは否定できない。なお請所契約の実現については義鎮時代における大友氏の領国支配―特に宗教政策と深い関連があるがここでは省略する。従つて大友氏が義統の代に至つて滅亡したことは三聖寺にとって致命的な打撃であった。この時をもつて三聖寺と大野庄の関係―支配と收取の一は断絶したものとみて間違ひない。しかも信長、秀吉による

全國統一が急速に進行することになつては、最早や直務支配への転換も不可能であつた。

(注) ① 王村竹二氏の「国史辞典」(富山房)、「日本歴史大辞典」(河出書房)収載の三聖寺、及び望月勝海氏の「仏教大辞典」の三聖寺の項に拵る。

(2) 根本檀那の政治的、社会的、経済的地位や創建の意図はその寺院の性格等を規定する重要な条件である。従つて、行蓮についてもその点が明らかにされなければならないが関係史料が少ないので不明に近い。「東福寺誌」(昭和五年刊)に收めている「三聖寺文書」の中に「三聖寺規式」「文永四、四、十三日覺空譲狀」があり、天理大圖書館所蔵の「三聖寺文書」中の「三聖寺肝要支証目録」にク、当寺行蓮譲狀相伝系図一通と、行蓮拾五箇所寄進狀一通クがあるが行蓮の俗姓すら判明しない。ただ天理大の「三聖寺文書」中のク沙弥行蓮譲狀(建久三、七、廿日)クとク沙弥行蓮譲狀(文應元、六、五日)に彼の二男が橘、嫡女、二女が佐伯氏であることが記されているので佐伯氏であろうか。また同文書のク権都維那快尋沽却狀(天福二、六、十八日)クに刑部入道行蓮とあるのも何かの手振りになろう。彼の譲狀、寄進狀に見える所領がほとんど京中にあることも京都下級貴族層に属する者であることを示している。最近、服部敏良氏がその著「鎌倉時代医学史の研究」の中で民間医として活動したものに梶原性全、智玄、行蓮をあげておられる。この行蓮の医療歴に尼将軍政子の病気を治療したことが吾妻鏡の嘉禄元、六、廿一日条に見える。京都では丹波、和氣両氏が官医として勢力をもつていたので、これらの民間医は鎌倉に下つて幕府に執仕して医事を司った者が多い。この民間医行蓮が三聖寺創建の根本檀那であり、佐伯氏出身と推定することもできよう。三聖寺と鎌倉幕府との関係が密接であったことも、上述の事情から理解できそうである。

(3) 前掲の望月仏教大辞典では創建年次を弘長元年(一二六一)としているが、この年は覺空が「三聖寺規式」を定めた時である。

(4) 史料集九一。なお史料集二の「建久二、三、十一日、深山八幡宮神領坪付境注文案」に見える領家も三聖寺を指すと思われる。

※本稿では多くの関係史料を渡辺澄夫編の「豊後国大野荘史料」（九州莊園史料叢書）より引用した。以下これを「史料集」と略称する。

⑤ 史料集一七四の「三聖寺肝要支証目録」に一、大野庄領主相伝次第 縠旨院宣拾通、寄進状一通と一、同庄領主相伝系図四通と見えるが、残念ながら目録のみで内容を知りえない。

⑥ 牧健二氏も三聖寺は東福寺よりも古くからあったと述べられているが、（「日本封建制度成立史」）その根拠を示されていない。高坂好氏は旧仏教系の寺院が鎌倉時代になってから新仏教諸宗派の寺院に転宗、または新仏教側よりの乗取りが行なわれたことを指摘されている。例えば治承三年（一一七九）に天台寺院として建立された尾張国長母寺は嘉元頃（一二〇三～六）無住国師の来住を機として禪宗に転じている。また洛西梅津の長福寺（天台宗）は嘉応元年（一一六九）に創建されたが、永仁元年（一二九三）には禪寺となっている。

⑦ 「東福寺誌」所収の「三聖寺文書」中の文永四、四、十三日覚空<sup>25</sup>譲状。黒谷別所は延暦寺における天台教團の発展の結果、西塔の延長として生れたもの、法然房源<sup>26</sup>もここで黒谷に伝わる惠心流の念佛三昧を師叡空から習った。辻善之助氏も覚空が弁円に帰して淨土を改めて禪に入ったこと、覚空が六条御堂にあって淨土教を修していたと断定している。（日本仏教史、中世編之二）後年、覚空が万寿寺の望西楼了慧らのために天台菩薩戒疏を開講していることも、彼が天台僧として出発した者であることを示している。なお、天台淨土教については井上光貞氏「日本淨土教成立史の研究」を読まれたい。

⑧ 「延暦寺護國縁起」の中の「比叡山日吉山王七社降臨縁起勸文、第一」に大比叡明神、小比叡明神、聖眞子を三聖と称したことが記されている。

⑨ 「京城万寿禅寺記」、天理大図書館所蔵「三聖寺文書」の嘉元四、七月日、六条院万寿寺開山十地上人門弟等申状を参照。

「京城万寿禅寺記」は寛正五年（一四六四）に万寿寺住持、天佑梵寂の著わしたもので信憑性の高いものである。

⑩ 本誌の論稿の外に、同氏の「豊後富貴寺の建立」（日本歴史）、千々和美氏「八幡信仰と経塚」（日本仏教八号）、西岡虎之助氏「中古における宇佐神人の活動」（史林一三卷一～四号）等が参考になる。なお、宇佐一石清水一叡山関係の深か

ったことの著例として、宇佐権大宮司宮雄の子、義海は円仁の孫弟子に当り、天慶二年（九三九）に石清水八幡検校、法務、少僧都となり、翌年には天台座主となつた事実がある。また増補訂正編年大友史料(1)の15に収めている豊陽古事談に、天長七年（八三〇）豊後一宮杵原八幡を草創したと伝えられる金龜和尚は叡山の僧であり、彼はまた大野庄中村の上津八幡を天長年中に草創したと記している。

- (11) 下村に浅草八幡、中村に上津八幡、上村に深山八幡、志賀村に若宮八幡が存した。本誌の中野氏の論稿参照。  
(12) 源平内乱期における諸方氏の大神系諸氏の行動を考察したものに、波多野院三氏「源平内乱と諸方氏の挙兵」（史淵二八輯）、水崎雄文氏「治承年間における鎮西の叛乱」（九州史学二四号）、石井進氏「鎌倉幕府論」（岩波講座日本歴史、中世(1)）がある。佐伯氏は賀来庄、阿南氏は阿南庄、臼杵氏は臼杵庄に拠ったが、何れも宇佐宮領ではない。内乱期を通じて宇佐宮領諸方庄の諸方惟栄が大神諸氏の指導的立場にあったようである。（平家物語、源平盛衰記参照）

- (13) 勿論、源平内乱期の段階では大野氏のごとき国衙機構につらなる郡司層の伝統的、領主的支配が動搖しはじめていたこと、在庁官人や庄官化しているような在地勢力との間に領主的所有の実現を指向して競合と対立の関係が深まりつつあつたこと、更には別名、保と称せられた自己の開発私領の特権をまもるために目代によつて代表される国衙と争い、「国衙の妨」をのがれるために私領寄進を行なつたことなどの在地情勢の推移がいわゆる寄進地系庄園の成立をうながしたという当時の一般的要因を捨象することはできないであろう。事実、豊後国においても内乱期に入ると在地領主と国衙の衝突があり、目代を追放するという事件が起つてゐる。（玉葉、治承五、十一、廿九日条）。しかし、一方では国司がそれらの在地領主を動員して反宇佐宮斗争、反平氏運動を組織、指導している事実は十分に注目すべきことであろう。なお、村井康彦氏「国衙の構造」（歴史教育、十二巻六号）、大山喬平氏「国衙領における領主制の形成」（史林、四三卷一号）、工藤敬一氏「領主制の形成について」（日本史研究、四六号）、同「九州庄園研究上の二、三の問題」（熊本史学、二六号）参照。
- (14) 玉葉、文治元、二、十六日。ク十二、十九日。ク十二、廿九日条。吾妻鏡、文治元、十一、十日条。
- (15) 前掲の波多野、水崎両氏の論文参照。

(16) 建久七年の大野泰基の叛乱とその没落は、この頃における鎌倉幕府の鎮西支配体制の強化政策の一環として理解すべき」とが強調されている。田中稔氏「鎌倉幕府御家人制度の一考察」(「中世の法と国家」所収)、石井進氏「前掲論文参照、また、大野泰基の後については、従来「豊後国図田帳」(史料集三五)に見える大野基直を大野泰基の子とする説と、弘長二年の尼深妙の譲状(史料集二〇)などを根拠にして基直は大友能直の養子になつていたとする説があつた。いずれにしても大野氏は存続したと見るのである。渡辺澄夫氏は最近、大野基直は大友能直の孫子で大野氏の名跡を相続したものとされた。(本誌、渡辺氏論稿参照)

(17) 「三聖寺肝要支証目録」(史料集一七四)に一、「聖一国師御教書就中、下村」一、「就中、下村聖一国師御教書」とみえ、「三聖寺領文書類目録」(史料集九一)にも一、「東福寺開山御文大野莊下、中村事である。大野莊(特に下、中村)の領主権について東福寺聖一国師が密接な関係をもつていたことがわかる。

(18) 桜伽寺のことは「平安城北建桜伽寺私記」および「海藏院文書」によって詳細を知ることができる。円通寺も三聖寺の末寺として大野庄内に寺領を有していたことが「円通寺侍者某田島等寄進狀」(史料集九六)に見える。海藏院については「海藏院文書」を参照。

(19) 覚空、湛照の法門の継承が極めて厳格に規定されていたことは弘長元年に覚空、行運の連署で作成された「三聖寺規式」(「東福寺誌」所収、なお、「三聖寺肝要支証目録」一史料集一七四一に一、当寺条々規式一通とあるのはこれを指すものであろう。)及び文永四年の「覚空譲状」(「東福寺誌」所収、なお、「三聖寺肝要支証目録」に一、根本覚空書置二通とみえるのがこれであろう。)によって三聖寺門派の形成期の事情が窺える。

(20) 天理大所蔵「三聖寺文書」中に年次不明であるが、執権貞時、高時の寺領安堵状あり。その外に「田中繁三氏所藏文書」中の正応二、二、廿八日、北条貞時書状、「東福寺文書」の弘安六、二、廿日、関東御教書、「三聖寺領文書類目録」(史料集九一)、「三聖寺肝要支証目録」(史料集一七四)等の関係史料参照。以上によれば法光寺殿、時宗天人潮恩院殿、最勝園寺殿当時のものであるから、蒙古合戦の際の異国調伏の祈禱のための料、あるいは戦後の報賽と関連があると思われる。

㉒ 玉村竹二氏「足利直義禪宗信仰の性格について」（仏教史学七卷三号）、同「体系日本史叢書、宗教史、第六章、第二節、臨済宗」。今枝愛莫氏「禪宗」（仏教史学九卷、三、四号）、同「禪宗—戦国時代中心に—」（歴史教育十卷、八号）。河合正治氏「鎌倉武士団の構造」（岩波講座、日本歴史、中世①）。玉村氏は直義の古林派尊重に閑説し、直義の範とした所は大友貞宗らの行跡であったと述べ、大友氏らの北九州の諸大名が南宋の亡命僧を迎えたのは新たに政治権力を握った彼等が自らの貴族的紛糾の欲求を満たさんがための文化的教養の媒体として禪宗を受容れようと考えたからであるとされた。今枝氏は臨済禪が鎌倉期より南北朝にかけて守護階級や公家などの檀越を獲得し、全国に教線を拡大したことを述べて、その中でも有力檀越として大友貞親、同貞宗をあげ、就中貞宗は直庵居士と号して中国帰りの新知識を盛んに外護し、本格的に禪を理解して既に自ら禪僧氣取りでさえあつたといわれている。なお、大友貞宗が中国禪僧明極楚俊に接觸し、中國士大夫層の儀礼にも関心をもっていたことは「明極楚俊遺稿」中の「又寄大友殿直翁居士」によって知られる。玉村、今枝両氏とも曹洞禪の九州発展の外護者として大友義鑑、同義鎮をあげ、義鎮はまた臨済禪の大應門派の外護者でもあり、妙心寺を中心とした大應派の一派—開山派も戦国期には豊後に教線をのばしていたことを述べられた。

徳治元年（一三〇六）大友貞親の創建した臨済寺院万寿寺は規模雄大なものであったが（東福寺直翁和尚塔銘）、この万寿寺には京都万寿寺十七世雪村友梅が招請されたことがあり（雪村大和尚行道記）、天境靈致、中岩円月も一時そこに住したことがある（無規矩集）、（中岩和尚自曆譜）。また、三聖寺の殿直師侃（東山湛照の直弟子）は豊後妙勝寺を開いた（妙法庵愚直和尚伝）。觀応二年（一三五二）大友氏の庶家田原直平は宝陀寺を創め悟庵智徹を請した（東福寺旧記）。延文五年（一三六〇）には大友氏時の請により京都万寿寺の不肖正受が豊後に妙觀寺を創めたが（西鐘善鳴錄）、彼はまた豊後吉祥寺の開山にもなっている（東福寺志）。曹洞禪も室町期に入り九州に弘布したが、豊後に聞いていえば、無着妙融が大友氏に招かれて豊後佐賀庄に永泉寺を開創し、更に田原氏親の外護により永和元年（一三七五）に東國東郡泉州福寺を創め、豊後、豊前における無着派の中心道場となり、後世の門末は兩園にわたり九十余カ寺を分出せしめた。以上は鈴木泰山氏

「曹洞禪の弘布とその外護者」（国民生活史研究四、生活と宗教）、同「中世における曹洞禪の民衆化運動」（史学雑誌四七巻、三号）参照。

㉓ 「沙弥正玄志賀貞朝寄進状」（史料集八一）、「正玄題文」（史料集九〇）

㉔ 三聖寺に残されていた大野庄関係史料、特に右文書類には、現在天理大図書館所蔵の「三聖寺文書」（東大史料編纂所に影写本あり）と「東福寺誌」（昭和五年刊）に収載されている「三聖寺文書」がある。両者を十分に比較検討した訳ではないが、この両者は從来三聖寺に伝世されていたものであったが、明治六年に当寺が万寿寺に併合されて廢寺となつた際に寺外に分散したものようである。その中の一部が天理大に、他の一部が田中繁三氏の所有に帰している。（現在は京大国史研究室に田中繁三氏所蔵文書として登録保管されている。天理大の「三聖寺文書」中に一、大野庄四箇村年貢京定員數状（史料集一七四）、「大野庄建久九年実檢目録送文等（史料集九一）など具体的な重要史料が存在したこと示すものがあるが、何れも目録であつて、内容の詳細を知りえないのは遺憾である。

㉕ 「大野庄中村年貢等結解狀」（史料集五三）

㉖ 大野庄中村で中分が行なわれたことは「三聖寺領文書惣目録」（史料集九一）中に一結五卷、大野庄三ヶ村志賀、中、下地頭和与中分状并閼東御下知及年貢未進請文等、在小目録とあるので確認される。中分の時期も志賀村の場合とほぼ前後する頃（正応五年に坪分け中分、正和三年に分直し中分）であろう。徳治三年は正和以前であるから中分の段階であると見てよい。なお、註㉖の結解状は「三聖寺御領豐後國大野御庄中村惣方」となつており、中分が行なわれたことには疑問もあるが、他庄でも中分後の領家分を指して「惣」「惣方」と呼んでいる例がある。弥勒寺臺多院領の肥後國野原庄では中分後の弘安六年の領家方分の検注を「野原御庄惣檢注目録」と称している。大野庄中村は弘安団田帳に七十六町とあり、地頭は戸次重頼であった。

㉗ 永原慶二氏「在家の歴史的性質とその進化について」（「日本封建制成立の研究」所収）、大山喬平氏「地頭領主制と在家支配」（「中世社会の基礎構造」所収）参照。

人吉庄の場合は御米一斗、輕物三斗、佃米五升で計四斗五升代となる。また元田、新田の出種別に斗代の差があつたかどうかは不明である。註<sup>29</sup>にあげた野原庄の場合では元田分は三斗代が最も多く、次いで五斗、二斗代の順であり、新田は四斗五升であった。大野庄でも元田（建久九年の検注で把握された田地であろう。）と新田では多少の差異があつたものと推測される。

- ㊱ 正安三、正、廿日付「詫磨秀治和与状」（史料集第四七）、同「詫磨秀治契狀」（同四八）参照。大野庄内の領家佃については、特に志賀村の場合に豊富な関係史料がある。それによれば志賀村約七三町余の中で往古より領家進止の地である領家佃は七町二段である。若しこの場合で各村々にも領家佃が存在したとすれば大野庄全体で三〇余町となる。史料として「鎮西下知狀」（史料集五二）、「鎮西下知狀」（史料集五七）、「詫磨真円和与状」（史料集七九）、「鎮西下知狀」（史料集八〇）参照。

㊲ 九州における麦地子の段別斗代が一般的にどの位いであつたかは不明であるが、宗像社領で麦地子の斗代一斗というのが見える。宗像又書、弘安八、七、三日付、閑東下知状。

- ㊳ 工藤敬一氏「鎮西島津庄の寄郡について」（「国史論集」一所収）参照。なお、大山氏は前掲論文（註<sup>28</sup>）で人吉庄の場合にあっては領家蓮花王院が地頭相良氏を介せず、直接に在宅役取を実現することに成功していたことを指摘されている。

- ㊴ 安田元久氏「地頭及び地頭領主制の研究」、島田一郎氏「在地領主制の展開と鎌倉幕府法」（「中世の社会と経済」所収）参照。

- ㊵ 志賀村に居所を有した預所が大野庄の現地庄官中の最高責任者即ち所務雜掌であったと思われる。預所の屋敷は志賀村南方の朝倉名内にあつたが（「沙弥願<sup>30</sup>請文」史料集五六）、更に預所の外櫛が志賀村北方の堀池名内の井尻に及んでいたとあるからかなり具体的に判る（「大野庄中村大護寺院主代如一田地相伝状」—史料集七五）。その外に雜掌公祐（志賀文書、正安二、八、二日、雜掌公祐和与状）があり、預所としては正和元年当時の樂快（「鎮西下知狀」—史料集五七）、年末詳であるが慈妙（「慈妙、性法、明源等連署状」—史料集一三）が知られる。しかし鎌倉末期の段階では多く代官即ち預所代が

在地し、預所は下向しなかったもののがある。（「大野庄中村年貢度結解状」—史料集五三、及び「堀池名論所避状」一同八九）参照。

<sup>34</sup> 相田二郎氏「蒙古襲来の研究」参照。氏によれば戦後ににおける広義の異国警固番役として要害の番役勤仕と石築地役がある。経済的負担が数字的に明示できるのは石築地役である。代錢による負担額は田地一町につき一四文（弘安九年十月の薩摩国新田八幡宮の祠官執印氏の負担注文による。）であった。その他嘉慶二、八、廿九日付「鎮西下知状」（大分県史料<sup>35</sup>所収の詫磨文書<sup>36</sup>）。伊作庄史料（九州庄園史料叢書）一〇二、「薩摩伊作庄并日置北郷領家地頭和与状」同一〇五「薩摩伊作庄并日置北郷領家雜掌地頭代和与状」等参照。

<sup>35</sup> 「上津社神宝造替注文案」（史料集一四四）、「深山八幡宮屏垣役注文」（史料集一四六）

<sup>36</sup> 史料集卷末「大野庄関係要図」参考。

<sup>37</sup> 「尼深妙所領惣配分状」（史料集九）

<sup>38</sup> 「人吉庄起請田以下中分注進状」（「九州庄園史料叢書」）の「肥後國鹿子木人吉庄史料」中の「人吉庄九」に因貞名。「野原庄書生沙弥道蓮請文」（「石清水菊大路家文書」正和五、七月日）に綿丸名が見える。なお、高野山領備後國太田庄内にも一般百姓名、地頭名、庄官名となるんで領家名と称すべき性格のものが存在している。（「高野山文書之一、宝翰集八、正安三、六、廿一日、太田庄桑原方領家地頭所務和与状」）、「小早川家文書之二<sup>39</sup>、小早川氏知行現得分注文写」中にも小早川常建（則平）知行分として「一所領家名十七貫文」が見える。

<sup>39</sup> 斯る領家名も戦国期に入ると大友氏の所領化していたことが大友親安（義鑑）の志賀左近大夫宛の知行預状によつて知られ（年未詳、十、十六日、大友親安知行預ケ状—史料集一九三）小田原塙徳丸と平井与七郎の給地となつてゐる。

<sup>40</sup> 大野庄内の村々の下地中分については「志賀文書」により志賀村南方、北方の中分が確認され、「三聖寺領文書惣目録」（史料集九一）によつて中、下村の中分も知られるが、上村のみは全然所見がない。

<sup>41</sup> 工藤敬一氏、前掲（註<sup>13</sup>）論文、同「鎮西庄園における一所領形態—「上家分」在家、田畠考」（熊本大学法文論叢、

(42) 東福寺開山である聖一国師が大野庄の中、下村について領主権を有していたことは註(15)で述べた。また頼雅律師が志賀、上両村を沙汰していたことも見えるが、その具体的なことは不明である。(「藤原為雄奉綸旨案」—史料集四二)

(43) 庄政所の所在は註(39)に述べた如く志賀村南方にあつたと思われる。政所西が志賀村北方の平井名にあつたことは「豊後国大野庄志賀村南方中分惣堺越田堺注文」(史料集六一)に見える。その他註(33)参照。

(44) 「正応五、五、十日、関東御教書」(史料集、四〇)、「正和三、五、廿八日、豊後国大野庄雜掌性法和与状」(史料集、五八)、「正和三、六、八日、豊後国大野庄雜掌性法書下」(史料集、五九)、「正和五、正、廿九日、豊後国大野庄志賀村南方中分惣堺越田堺注文」(史料集、六〇) 参照。

(45) この時の相論は領家三聖寺が建久九年の検注以後に増加した新田、在家等の把握を目的として検注を実施しようとしたことに端を発したものである。結局、中分の際には検注にもどづいて元田、新田が区別され、それぞれ中分の対象となっている。検注の結果、新田がどの位い出たかは不明であるが、工藤氏は志賀村南方の場合は延応(弘安年間)に六町前後の増加が見られたとしている。この中には主として地頭による新開田が含まれていた。(史料集、六〇、六一参照)。

蓮花王院領人吉庄南方の寛元二年の中分では起請田(本田)のみが中分の対象となり、新田(特に地頭新開田)は起請田に非ずとして地頭の進止権が認められていたことを考えると、大野庄における中分問題は領家側に有利な解決が行なわれたというべきであろう。(「九州庄園史料叢書」中の「人吉史料四、嘉禎三、二、廿日、相良長頼寄進状」)

なお、大野庄の下地中分は諸家によつて注目され、多くの論稿があるので紹介しておく。牧健二氏「日本封建制度成立史」、同「庄園村落と封建的知行」(歴史と地理、二六卷、五、六号)、工藤敬一氏「辺境における在家の成立とその存在形態」(「中世社会の基本構造」所収)、同「遠隔地庄園における領家直属地の一形態」(日本社会史研究、六)、同「鎮西庄園における一所領形態」(熊本史学、二六号)、松岡久人氏「百姓名の成立とその性格」(「日本封建制成立の研究の研究」所収)、安田元久氏「地頭及び地頭領主制の研究」、島田次郎氏「在地領主制の展開と鎌倉幕府法」(「中世の社会と

經濟」所収)。

(46) 年貢の未進、抑留、対押をめぐる領家、地頭の相論に關する具体的史料は殆んどないが、「三聖寺領文書惣目録」中にそのような事實があつたことを示すものがある(史料集、九一)。また、この前後の地頭志賀氏の所領、所職の拡大や獲得を目指す積極的行動を語る史料として、正安二、八、二日、雜掌公祐和与状(志賀文書)、正安三、正、廿四日、〔藤原〕秀治和<sup>(秀治)</sup>与状(史料集、四七)、正安三、正、廿四日、藤原秀治契狀(史料集、四八)、正安四、八、十八日、鎮西下知状(史料集、五一)、正和元、十二、十六日、鎮西下知状(史料集、五七)、正和一、十、九日、鎮西探題御教書(「大友家文書錄」)等がある。

(47) 安田元久氏「庄官的領主制の形成」(「日本封建制成立の研究」所収)。

(48) 朝倉朝親は志賀村南方地頭志賀泰朝の女子諸王を妻としており、豊前又四郎ともよばれた(史料集、五五、五六)。朝親の父朝倉四郎は志賀泰朝が蒙古合戦の勳功地として拝領した筑前国三奈木庄の地の半分を給分として泰朝より与えられていた。従つて、両者の間には封建的主従関係が成立していたと見てよく、朝倉氏は地頭志賀氏の郎等化していた。朝親が朝の一字を与えられ泰朝の女子を娶り、地頭の家子化しているのは地頭志賀氏の志賀村南方における地域的封建領主化の進展を語るものであるし、独立性の強い朝倉氏を被官化し懷柔しようとする方策とも解しうる。志賀泰朝は正安三、十二、廿日、諸王への所領譲与に際して(史料集、五五)、ク朝倉四郎子息朝親仁相具志天相共可知行、若有離別儀之時者、惣領貞朝可進退也クという条件をつけた。しかるにその後朝親は諸王を離別したのであるか、志賀貞朝の訴で朝親は朝倉名に対する地頭的権益を奪回されることになった。この時、打渡しを実施するために使節沙弥頼誓が現地に赴いたところ朝親は使節入部以前に々令退出宿所、令移住同名内預所方候、於住宅者、無跡形候、至在家者、焼払候舉クという抵抗を示した。

(49) 朝倉氏はその後も名主職を失うことはなかつたらしく、志賀氏の被官として隸属し、畿内期にも活躍している。「志賀親益知行預ケ状」(史料集、二一七)参照。

(50) 延応三、四、六日、「尼深妙所領配分状」(史料集、一一)、正和元、十二、十六日、「鎮西下知状」(史料集、五七)

参照。

- 51 有名な備後国太田庄でも地頭下司の橘兼隆、同光家は、建久年間に公文職、惣追捕使職、田所職の進止権を握っていた。
- 52 註④にあげた諸論文参照。
- 53 牧氏、前掲註④の論文参考。
- 54 工藤氏、前掲註④の論文参考。
- 55 在家のみでなく名についても上家分が存在しており、大友能直が「男詫磨能秀に配分した所領の一つである肥後国神藏庄では庄内の名々の中で倉富名を上家分と記している。（「九州庄園史料叢書」〔肥後国、鹿子木人吉庄史料〕中の鹿子木庄史料一七）、岡垣歎往氏はこの上家分名も上家分在家と同様の性格をもったものとされている。（「熊本史学」二七号）。
- 56 元応二、三、廿四日、「鎮西召文御教書」（史料集、六五）。
- 57 正慶元、九、廿一日、「大野庄志賀村北方堀池名論所注文」（史料集、八九）。
- 58 大野庄下村内勝光寺院主職をめぐる紛争がある。「勝光寺院主職安堵状」（史料集、一三一）、「顯心請文」（史料集、一一三）、「阿侃書状」（史料集、一三六）。
- 59 外山幹夫氏「守護大名としての大友氏の性格について」（「ヒストリア」一八号）、渡辺澄夫氏「豊後大友氏の下向土着と嫡子単独相統制の問題」（「大分県地方史」二五号）、芥川竜男氏「九州における惣領制の変質過程」（「法政史学」九号）参照。
- 60 応仁の乱後、京都三鈴寺は筑前国席田郡内の両免田を直務支配に切換えようとして守護大内改弘に斡旋を依頼した。（「正任記」十、十日条）。勘解由小路在宗卿は家領の筑前国糟屋郡福満庄を直務しようとして守護大内改弘に依頼、その実現に成功した。（「正任記」十、十八日条）。興福寺龍花樹院は文明二年に寺領筑前国田川郡糸田、田原両庄を国人大友氏被官人長野将監の請所として毎年三百貫文を収納する契約に成功した。（「大乘院寺社雜事記」文明一、三、十日条）の諸例が見られる。

⑯ 史料集、二四五、二四六、二四七、二五一、二五三、二五四、二五九、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一参照。

## 追記

校了後、京都大学図書館に「三聖禪寺誌」が架蔵されていることを知つた。上横手雅敬氏よりその内容が文應年間以降の同寺に関する略記であるとの御連絡をいただいた。後日閲読の機をえて補足したいと思っている。